

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

2 所管事務の調査

資料2 【川崎市火災予防条例の一部改正に係るパブリックコメントの実施について】

～皆様の御意見をお寄せください～

電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理について

電気自動車等に充電するための「急速充電設備」の位置、構造及び管理について、別添（改正案の概要）のとおり「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号）、「川崎市火災予防規則」（昭和48年規則第69号）及び「必要な知識及び技能を有する者の指定について」（平成4年消防局告示第1号）の一部改正を検討していますので、広く市民の皆様の御意見をお伺いします。改正案の概要は、区役所、かわさき情報プラザ、ホームページ等で御覧いただけます。

<御意見の募集について>

1 意見募集の期間

平成24年4月6日（金）から平成24年5月7日（月）までです。

※ 郵送の場合は、5月7日（月）付けの消印まで有効とします。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙（意見書）を用いて、下記まで御意見を提出してください。（その他の形式により、御提出いただいても構いません。）

（1）郵送・持参

〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7 川崎市消防局予防部予防課宛て
（消防局7階）

（2）電子メール（<http://www.city.kawasaki.jp/pubcomment/>）

川崎市ホームページの『パブリックコメント手続』のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

《注意事項》

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 問合せ先

消防局 予防部 予防課

【電話：044(223)2708】

意見書			
題名	電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所(又は所在地)*区名まで			
意見の提出日	平成 年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)
政策等に対する意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。 ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。 ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。 			
提出先			
部署名	消防局予防部予防課		
電話番号	044-223-2708	FAX番号	044-223-2520
住所	〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7		

～電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理について～

川崎市火災予防条例等の一部改正（案）の概要

1 改正の背景・目的

近年、温室効果ガス排出抑制の取組みから、電気を動力源とする自動車等（以下「電気自動車等」という。）の普及が進められており、今後、電気自動車等のインフラ整備の一つとして、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等に充電する設備（以下「急速充電設備」という。）の設置が増加すると予想されます。急速充電設備は、電気自動車等の利用者の利便性等から、主に給油取扱所、商業施設等への設置が予定されています。

この度、急速充電設備が設置される際に火災予防上必要な安全対策を確保するための技術基準を策定するために、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）が一部改正されたことに伴い、「川崎市火災予防条例」（昭和48年条例第36号）、「川崎市火災予防規則」（昭和48年規則第69号）及び「必要な知識及び技能を有する者の指定について」（平成4年消防局告示第1号）を一部改正するものです。

*自動車等とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車のことです。

2 改正（案）の概要

対象火気設備等の一つである「急速充電設備」の位置、構造及び管理の基準について、次のとおり規定するものです。

（1）「川崎市火災予防条例」の規定内容

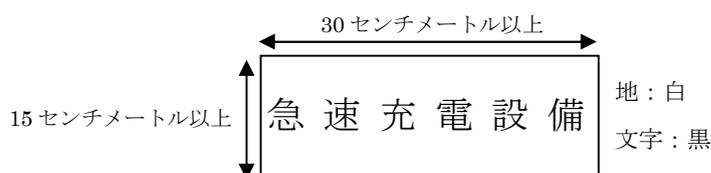
急速充電設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によるものとします。

- ア 筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- イ 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- ウ 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- エ 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- オ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- カ 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- キ 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- ク 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- ケ 異常な高温とはならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- コ 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

- サ 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- シ 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - (ア) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - (イ) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- ス 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- セ 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- ソ 可燃性又は腐食性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- タ 見やすい箇所に急速充電設備である旨を表示した標識を設けること。
- チ 定格電流の範囲内で使用すること。
- ツ 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

（２）「川崎市火災予防規則」の規定内容

ア（１）タの標識の様式は、次のとおりとします。



備考

- 1 材料は、木板、金属板又は難燃合板樹脂板とする。
- 2 標識の記入文字は、「急速充電器」等でもよい。
- 3 縦書きとしてもよい。

イ（１）ツに規定する点検結果等の記録は、川崎市火災予防規則に規定する電気設備等点検補修記録表（第1号様式）により行うものとします。

（３）「必要な知識及び技能を有する者の指定について」の規定内容

（１）ツの必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者又は急速充電設備の点検及び整備に関し、これらと同等以上の知識及び技能を有する者とします。

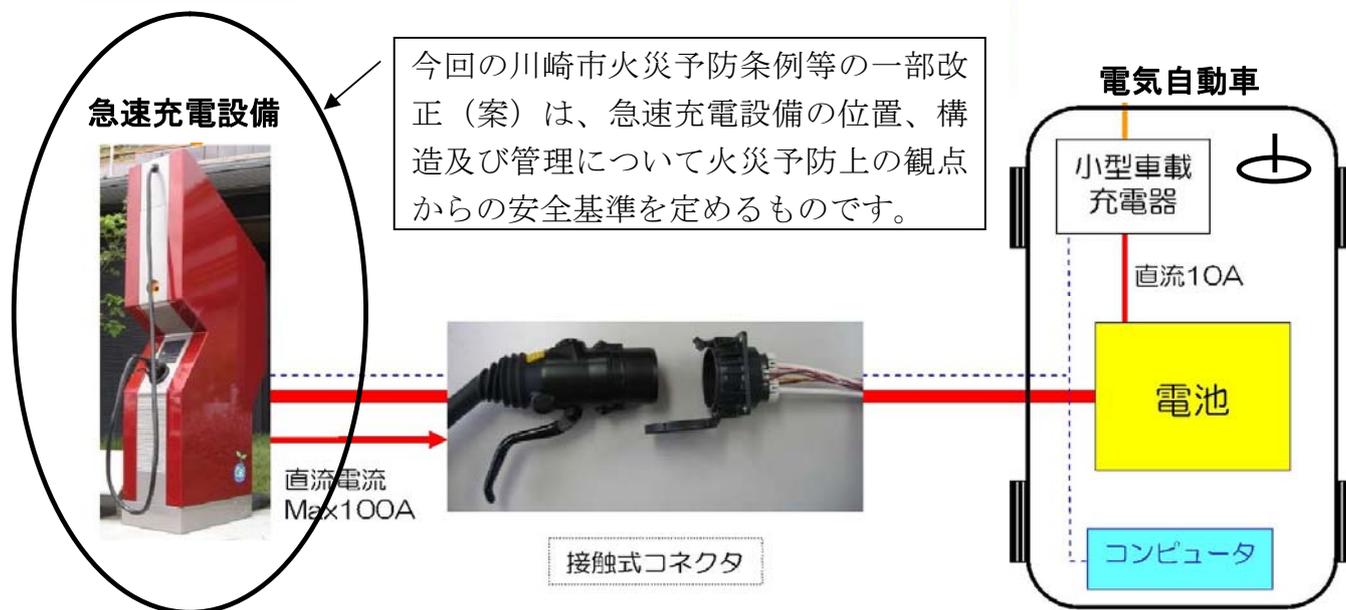
3 施行期日（案）

平成24年12月1日とします。

4 経過措置（案）

前2による改正の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、これらの改正条例等の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないこととします。

急速充電設備と電気自動車の充電イメージ



<電気自動車に充電する方法>

- ①急速充電：三相交流200Vを電源として、急速充電設備で直流に変換し電気自動車の電池に充電するもの。5分間の充電で40km程度走行できる。
- ②普通充電：家庭用電源のコンセントから100V又は200Vで充電するもの。充電が完了するまで5～14時間程度の充電時間を要する。